

松江市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する認可を行うこと及び同条第7項に規定する休止又は廃止の承認を行うことについて、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び松江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年松江市条例第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、事業開始3か月前までに乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第3条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴かなければならない。

(認可通知)

第4条 市長は、第2条の認可の申請に対し、認可するときは乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）を、認可しないときは乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(乳児等通園支援事業の休止又は廃止)

第5条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者が、当該乳児等通園支援事業を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ乳児等通園支援事業休止（廃止）申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、地域の保育の実情を勘案し、承認するときは乳児等通園支援事業休止（廃止）承認通知書（様式第5号）を、承認しないときは乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(乳児等通園支援事業の認可内容の変更)

第6条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者が、認可の申請の際に届け出た内容について変更があるときは、乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第7号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名

乳児等通園支援事業認可申請書

乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型 ）

2 乳児等通園支援事業の事業所の名称

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

（〒 ー ）

松江市

4 事業開始の予定年月日

年 月 日

5 提出資料

(1) 事業計画書

(2) その他必要書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項の規定により次のとおり認可します。

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 事業の種類

乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型 ）

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

4 設置年月日

様式第 3 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記により不認可としたので、児童福祉法第 34 条の 15 第 6 項の規定により通知します。

記

理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分についての取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、提起することができます。ただし、当該裁決があった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住所又は所在地

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

乳児等通園支援事業休止（廃止）申請書

年 月 日付で認可を受けた乳児等通園支援事業を休止（廃止）したいので、
児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 休止（廃止）の理由
- 4 現に保育を受けている児童に対する措置
- 5 休止予定期間（廃止予定日）
年 月 日から 年 月 日まで
（廃止予定日 年 月 日）

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

乳児等通園支援事業休止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の休止（廃止）については、承認したので通知します。

記

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 事業の種類

乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型 ）

3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

4 休止期間（廃止日）

年 月 日から 年 月 日まで

（廃止日 年 月 日）

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の休止（廃止）については、
下記により不承認としたので通知します。

記

理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分についての取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、提起することができます。ただし、当該裁決があった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

乳児等通園支援事業認可事項変更届

（あて先）松江市長

届出者 住所又は所在地

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

年 月 日付で認可を受けた乳児等通園支援事業の認可事項について、下記のとおり変更した（する）ので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更（予定）年月日